(ID:759) 交通費の調整について(その1) (旅費管理(オンライン) その他)

- () 自動車等により通勤手当の認定を受けている職員が、自家用車の公務使用承認を受けて、居住地のある地域以外へ旅行する場合で、居住地発、居住地着又は居住地発着の旅行をする場合において、勤務公署と居住地が同一起点である場合、平成23年8月26日付け総人第790号通知による交通費の調整は必要か。
 - (例) 勤務公署:名護市A(名護)、居住地:名護市A(宇茂佐)、用務地:那覇市A

①居住地発:名護市A(宇茂佐)→那覇市A→名護市A(名護)

②居住地着:名護市A(名護)→那覇市A→名護市A(宇茂佐)

③居住地発着:名護市A(宇茂佐)→那覇市A→名護市A(宇茂佐)

旅費システム算出路程:133.2km (名護市A→那覇市A→名護市A)

通勤手当認定距離:5.3km

↑ 旅費計算に当たっては、起点方式を採用しておりますので、名護市Aにある居住地及び勤務公署のいずれから出発したとしても、名護市Aの起点(名護バスターミナル)が出発地となります。

ら出発したとしても、名護市Aの起点(名護バスターミナル)が出発地となります。 したがって、勤務公署と居住地が同一地域(起点)内にある事例のような場合、勤務公署〜居住地間の移動 に要する経費は、交通費ではなく、旅行雑費を充てることとなるため、旅費(交通費)の調整は必要ありません。

※勤務公署~居住地間は同一地域内の移動であり、交通費は支給されない(旅費条例第27条)ので、交通費の 調整はない。

なお、自家用車の公務使用については、職員の自家用車の公務使用に関する基準について(平成5年3月26日付け総人第478号)において、原則として自家用車の公務使用は認めないとするものであるが、県有車両の配置状況及び地理的状況等により、真にやむを得ない場合に限って例外的に自家用車の公務使用を認めるものとされており、また、居住地発、居住地着、居住地発着の旅行については、旅行者からの旅行命令変更の申請に基づき、旅行命令権者が居住地と勤務公署・用務地との位置関係や用務の開始・終了時間を総合的に勘案し、旅行命令権者が経済的、合理的であると判断した場合にのみ例外的に認められるもの(あくまでも変更前の旅行命令については、勤務公署~用務地~勤務公署)でありますので、適正に運用されるようお願いします。

質問者:企画部 農業研究センター名護支所

回答者:総務部 人事課 回答日:[2011/9/12]

印刷